

介護保険制度における福祉用具貸与・ 販売種目のあり方検討会（第3回）	
---------------------------------------	--

令和4年4月21日

参考資料3

介護保険制度における福祉用具貸与・ 販売種目のあり方検討会（第2回）	
---------------------------------------	--

令和4年3月31日

参考資料4

居宅介護支援の基本資料

介護支援専門員の概要

1 介護支援専門員の定義

- 要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じて適切な介護サービスを利用できるよう、市町村、サービス提供事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するとして介護支援専門員証の交付を受けた者。【法第7条第5項】

2 資格取得・研修体系

<介護支援専門員実務研修受講試験>

- 受験要件【法第69条の2第1項、規則第113条の2】

保健・医療・福祉に関する法定資格に基づく業務(※1)又は一定の相談援助業務(※2)に従事した期間が通算して5年以上

(※1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士

(※2) 生活相談員(介護老人福祉施設等)、支援相談員(介護老人保健施設)、相談支援専門員(障害者総合支援法)、主任相談支援員(生活困窮者自立支援法)

<介護支援専門員実務研修>

- 受講要件【法第69条の2第1項、規則第113条の4第1項】

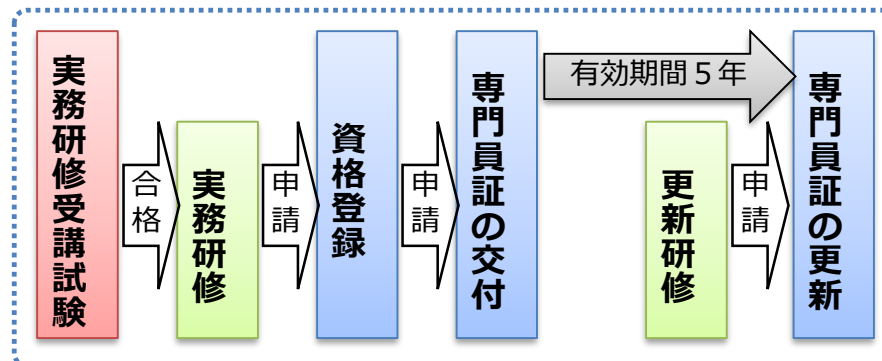
介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者

<介護支援専門員更新研修>

- 受講要件【法第69条の8第2項、規則第113条の18項第1項】

介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者

【資格取得・更新の流れ】



1 居宅介護支援

<定義>【法第8条第24項】

- 居宅の要介護者が居宅サービス等の適切な利用ができるように、
 - ① 要介護者の心身の状況、置かれている環境、要介護者や家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成
 - ② 居宅サービス計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整
 - ③ 介護保険施設等への入所が必要な場合における紹介 等を行うこと。

<人員基準>【居宅介護支援 運営基準第2条・第3条】

- 従業者：事業所ごとに常勤の介護支援専門員を1人以上配置（利用者35人：介護支援専門員1人を基準）
- 管理者：事業所ごとに常勤専従の主任介護支援専門員（※）を配置
（※）令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者の事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。
（令和3年4月1日以降に新たに管理者となる者に対しては、更なる経過措置は適用されない。）

2 介護予防支援

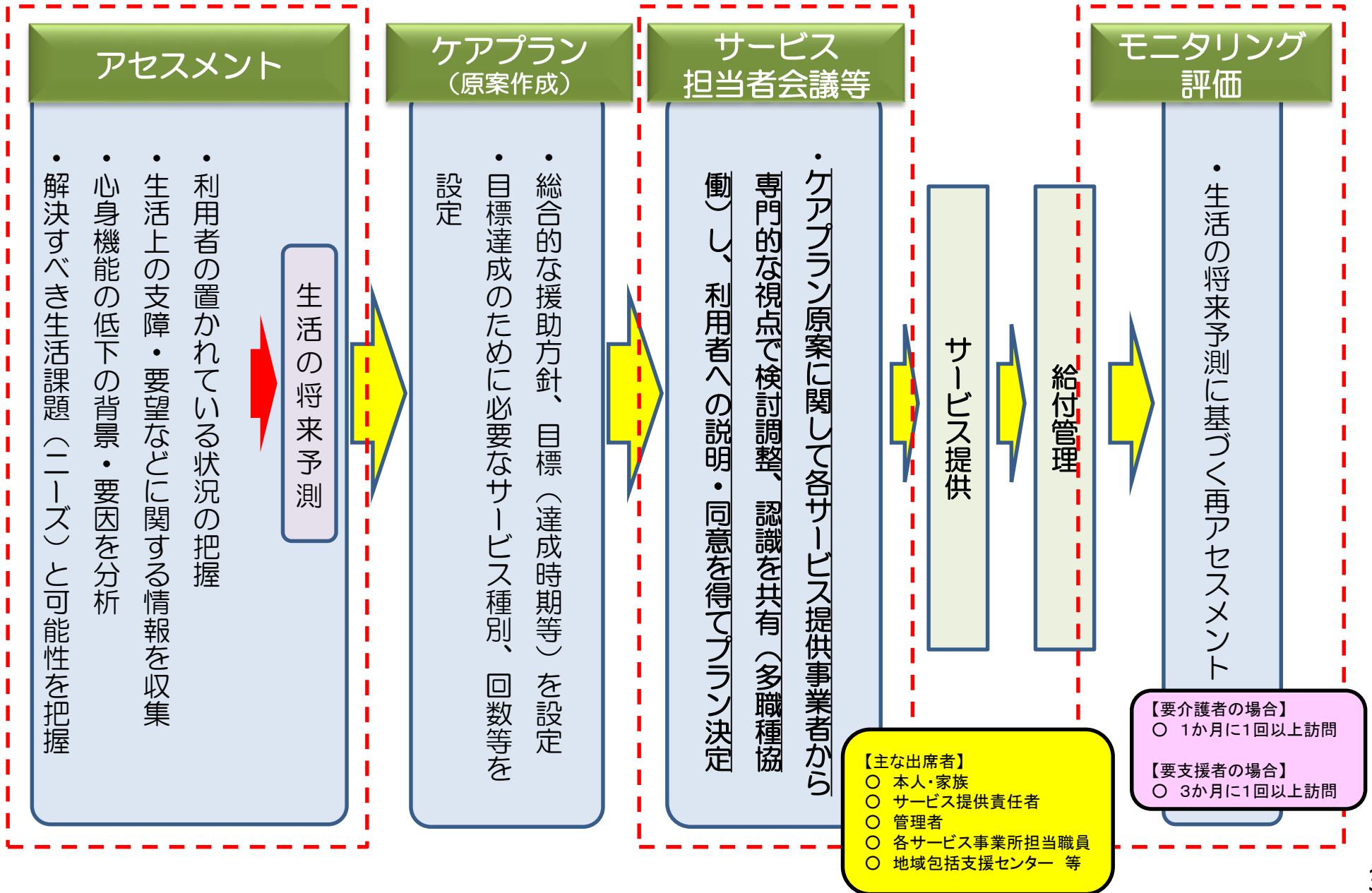
<定義>【法第8の2条第16項】

- 居宅の要支援者が介護予防サービス等の適切な利用ができるように、市町村が設置する地域包括支援センターが、
 - ① 要支援者の心身の状況、置かれている環境、要支援者や家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成
 - ② 介護予防サービス計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整 等を行うこと。

<人員基準>【介護予防支援 運営基準第2条・第3条】

- 従業者：事業所ごとに担当職員（※）を1人以上配置
（※）①保健師、②介護支援専門員、③社会福祉士、④経験ある看護師、⑤高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事 のいずれかの要件を満たす者であって、介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者。
- 管理者：事業所ごとに常勤専従の者を配置

ケアマネジメントの流れ



課題分析標準項目（23項目）

基本情報に関する項目

No.	標準項目名	項目の主な内容(例)
1	基本情報(受付、利用者等基本情報)	居宅サービス計画作成についての利用者受付情報(受付日時、受付対応者、受付方法等)、利用者の基本情報(氏名、性別、生年月日、住所・電話番号等の連絡先)、利用者以外の家族等の基本情報について記載する項目
2	生活状況	利用者の現在の生活状況、生活歴等について記載する項目
3	利用者の被保険者情報	利用者の被保険者情報(介護保険、医療保険、生活保護、身体障害者手帳の有無等)について記載する項目
4	現在利用しているサービスの状況	介護保険給付の内外を問わず、利用者が現在受けているサービスの状況について記載する項目
5	障害老人の日常生活自立度	障害老人の日常生活自立度について記載する項目
6	認知症である老人の日常生活自立度	認知症である老人の日常生活自立度について記載する項目
7	主訴	利用者及びその家族の主訴や要望について記載する項目
8	認定情報	利用者の認定結果(要介護状態区分、審査会の意見、支給限度額等)について記載する項目
9	課題分析(アセスメント)理由	当該課題分析(アセスメント)の理由(初回、定期、退院退所時等)について記載する項目

課題分析(アセスメント)に関する項目

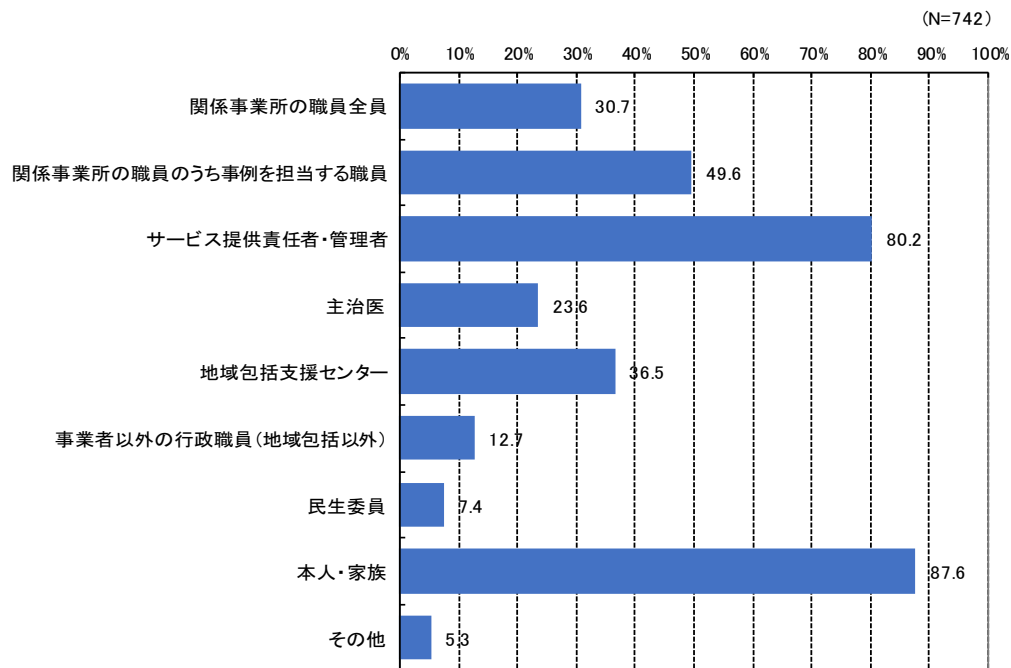
No.	標準項目名	項目の主な内容(例)
10	健康状態	利用者の健康状態(既往歴、主傷病、症状、痛み等)について記載する項目
11	ADL	ADL(寝返り、起きあがり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等)に関する項目
12	IADL	IADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)に関する項目
13	認知	日常の意思決定を行うための認知能力の程度に関する項目
14	コミュニケーション能力	意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーションに関する項目
15	社会との関わり	社会との関わり(社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等)に関する項目
16	排尿・排便	失禁の状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度などに関する項目
17	じょく瘡・皮膚の問題	じょく瘡の程度、皮膚の清潔状況等に関する項目
18	口腔衛生	歯・口腔内の状態や口腔衛生に関する項目
19	食事摂取	食事摂取(栄養、食事回数、水分量等)に関する項目
20	問題行動	問題行動(暴言暴行、徘徊、介護の抵抗、収集癖、火の不始末、不潔行為、異食行動等)に関する項目
21	介護力	利用者の介護力(介護者の有無、介護者の介護意思、介護負担、主な介護者に関する情報等)に関する項目
22	居住環境	住宅改修の必要性、危険箇所等の現在の居住環境について記載する項目
23	特別な状況	特別な状況(虐待、ターミナルケア等)に関する項目

サービス担当者会議の出席者

サービス担当者会議の出席者（必要に応じて出席する人も含む）をみると、「本人・家族」が87.6%、「サービス提供責任者・管理者」が80.2%、「関係事業所の職員のうち事例を担当する職員」が49.6%となっている。

全体： 全対象者	関係事業 所の職員 全員	関係事業 所の職員 のうち事例 を担当する 職員	サービス提 供責任者・ 管理者	主治医	地域包括 支援セン ター	事業者以 外の行政 職員(地域 包括以外)	民生委員	本人 ・家族	その他	無回答
742	228	368	595	175	271	94	55	650	39	42
100.0	30.7	49.6	80.2	23.6	36.5	12.7	7.4	87.6	5.3	5.7

上段：件数、下段：割合



ケアマネジャーによるモニタリングについて①

- 1か月に2回以上の頻度でモニタリングを行う利用者の割合をみると、「1～2割未満」または「2～3割未満」と回答した事業所があわせて67.4%であった。
- 2回目以降の訪問以外の方法でのモニタリング頻度（1か月あたり）については、「電話やSNSでの話し合い」が平均15.2回、「その他の方法でのモニタリング」が平均5.0回であった。

○ 1か月に2回以上の頻度でモニタリングを行う利用者の割合

	件数	1割未満	1割～2割未満	2割～3割未満	3割～4割未満	4割～5割未満	5割～6割未満	6割～7割未満	7割～8割未満	8割～9割未満	9割～10割未満	10割	無回答	平均
合計	1279	86 6.7%	534 41.8%	328 25.6%	181 14.2%	38 3.0%	24 1.9%	13 1.0%	4 0.3%	11 0.9%	1 0.1%	6 0.5%	53 4.1%	1.91

○ 2回目以降の訪問以外の方法でのモニタリング頻度(1か月あたり)(事業所全体)

	件数	0回	1回	3回	5回	7回	9回	11回	13回	15回	17回	19回	21回以上	無回答	平均
電話やSNSでの話し合い	1279	100 7.8%	362 28.3%	128 10.0%	83 6.5%	11 0.9%	114 8.9%	3 0.2%	1 0.1%	36 2.8%	1 0.1%	62 4.8%	153 12.0%	225 17.6%	15.23
その他の方法でのモニタリング	1279	384 30.0%	146 11.4%	41 3.2%	35 2.7%	3 0.2%	45 3.5%	0 0.0%	0 0.0%	10 0.8%	1 0.1%	15 1.2%	33 2.6%	566 44.3%	5.04

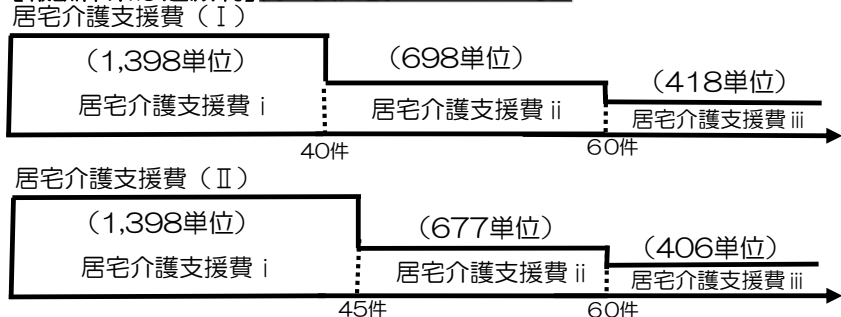
居宅介護支援・介護予防支援の報酬

居宅介護支援の介護報酬のイメージ（1月あたり）

利用者の要介護度や取扱件数に応じた基本サービス費

		要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費（Ⅰ）	居宅介護支援費（ⅰ）	1,076単位/月	1,398単位/月
	居宅介護支援費（ⅱ）	539単位/月	698単位/月
	居宅介護支援費（ⅲ）	323単位/月	418単位/月
居宅介護支援費（Ⅱ） ※一定の情報通信機器（AIを含む）の活用又は事務職員 の配置を行っている場合	居宅介護支援費（ⅰ）	1,076単位/月	1,398単位/月
	居宅介護支援費（ⅱ）	522単位/月	677単位/月
	居宅介護支援費（ⅲ）	313単位/月	406単位/月

【報酬体系は逡減制】例：要介護3・4・5の場合



- ※1 介護支援専門員（常勤換算）1人当たりの取扱件数が40件（Ⅱの場合は45件）以上の場合40件目から、60件以上の場合60件目から、それぞれ超過部分のみに逡減制（40件（Ⅱの場合は45件）以上60件未満の部分は居宅介護支援費ⅱ、60件以上の部分は居宅介護支援費ⅲ）を適用
- ※2 取扱件数には介護予防支援受託者数を2分の1とした件数を含む
- ※3 中山間地域等に所在する事業所は逡減制を適用しない

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

初回利用者へのケアマネジメントに対する評価（300単位）	入院時の病院等との連携 〔・入院後3日以内：200単位 ・入院後7日以内：100単位〕
退院・退所時の病院等との連携 ・退院・退所時カンファレンスへの参加あり （連携1回：600単位、連携2回：750単位、連携3回：900単位） ・退院・退所時カンファレンスへの参加なし （連携1回：450単位、連携2回：600単位）	
通院時の病院等との連携（50単位）	
利用者の状態の急変等に伴い利用者宅で行われるカンファレンスへの参加（200単位）	末期がん患者に対する頻回な居宅訪問や主治医・事業者との連携に対する評価（400単位）
ケアマネジメント等の質の高い事業所への評価 （Ⅰ：505単位、Ⅱ：407単位、Ⅲ：309単位、A：100単位）	・離島等の事業所がサービスを提供した場合（15%） ・中山間地域等の小規模事業所がサービスを提供した場合（10%） ・中山間地域等の利用者にサービスを提供した場合（5%）
ケアマネジメント等の質の高い事業所について、医療機関等と総合的に連携する事業所を更に評価（125単位）	

サービス担当者会議や定期的な利用者の居宅訪問未実施、契約時の説明不足等（▲50%）

訪問介護等において特定の事業所を位置付ける割合が80%を超える場合（▲200単位）

介護予防支援の介護報酬のイメージ（1月あたり）

介護予防支援費	438単位/月	+	初回利用者へのケアマネジメントに対する評価（300単位）	居宅介護支援事業所への委託時の適切な情報連携等に対する評価（300単位）
---------	---------	---	------------------------------	--------------------------------------

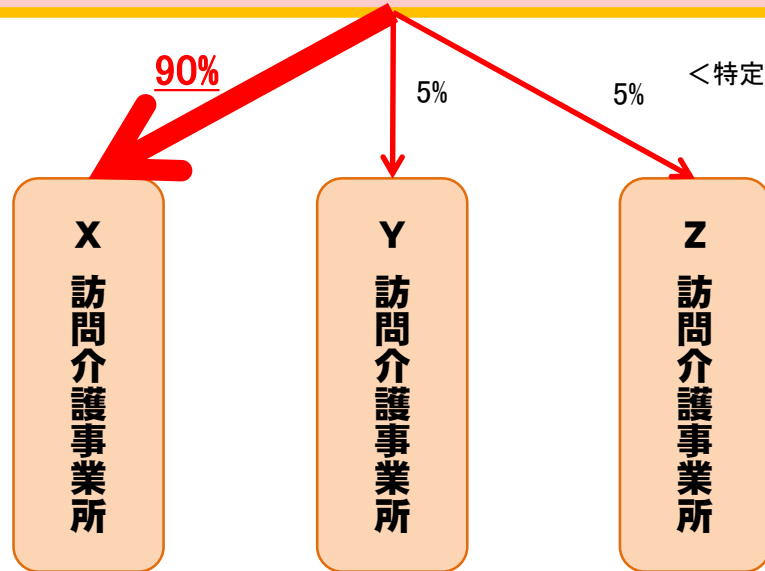
特定事業所集中減算

- ケアマネ事業所が作成するケアプランは、サービスが特定の事業者に不当に偏ることのないようにすることが求められている。特定事業所集中減算は、ケアマネ事業所がその事業所の利用者に対して作成するケアプランにおいて、特定のサービス事業所に集中する正当な理由なく、集中割合が80%を超える場合に報酬を減算する仕組み。
- 令和元年11月審査分で特定事業所集中減算の適用を受けている請求事業所数は1,782事業所（全体の約4.6%）。

減算適用あり

A ケアマネ事業所

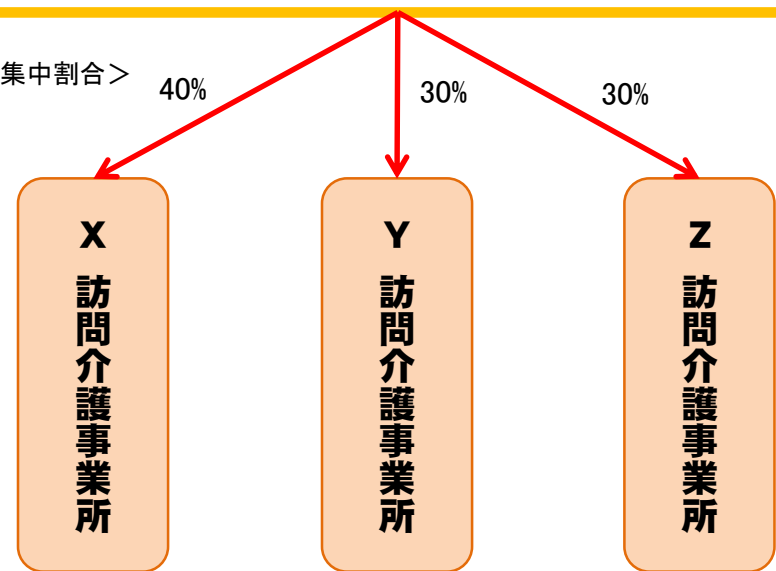
(訪問介護を位置付けたケアプランの合計：100件)
X法人／90件 Y法人／5件 Z法人／5件



減算適用なし

B ケアマネ事業所

(訪問介護を位置付けたケアプランの合計：100件)
X法人／40件 Y法人／30件 Z法人／30件



- 上記の場合、X法人への集中割合が90%となり、集中割合が80%を超えているため、特定事業所集中減算が適用される(1月につき200単位を所定単位数から減算)

- 上記の場合、いずれの法人も集中割合が80%を超えていないため、特定事業所集中減算は適用されない。

※サービスが特定の事業所に集中することにつき正当な理由(地域にサービス事業所が少ないこと等)がある場合は、減算の適用は行われぬ。
※居宅介護支援費(ケアマネ事業所への基本報酬)は、要介護度別に、1月につき1,076~1,398単位。

前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合や各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合

概要

【居宅介護支援】

- ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを求める。【省令改正】
 - ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 - ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

介護情報公表システムの運営情報において公表

訪問介護 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)
通所介護 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)
地域密着型通所介護 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)
福祉用具貸与 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)

* 各サービス（特定事業所集中減算対象サービス）を位置付けたケアプラン数／事業所のケアプラン総数

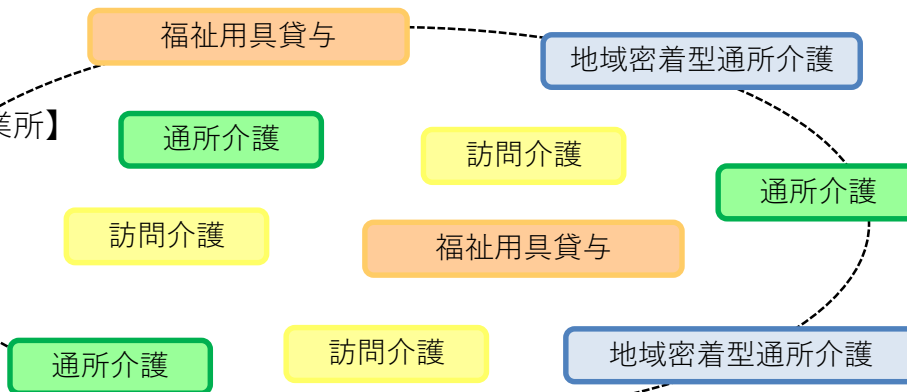
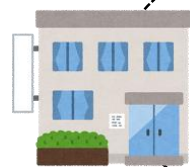
介護情報公表システム



掲載

【居宅介護支援事業所】

説明

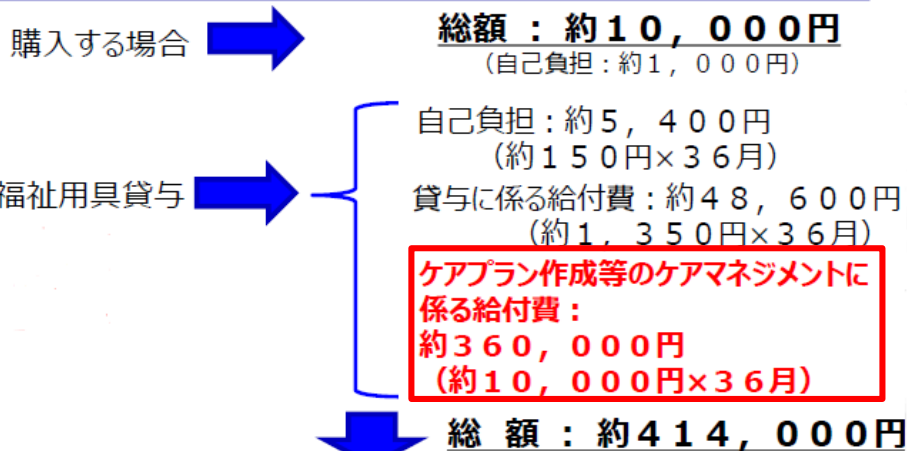


貸与と購入の費用比較

- 財務省の試算では、貸与の場合のケアマネジメントに係る給付費を10,000円/月としており、その場合の貸与から購入に切り替えた場合の費用効果は約40万円となっている。
- 一方で福祉用具貸与の利用者が軽度者（要支援1、2）に多いことから、ケアマネジメントに係る給付費を介護予防支援費（438単位）で計算すると、貸与から購入に切り替えた場合の費用効果は約20万円となる。

居宅介護支援費 10,000円/月で計算

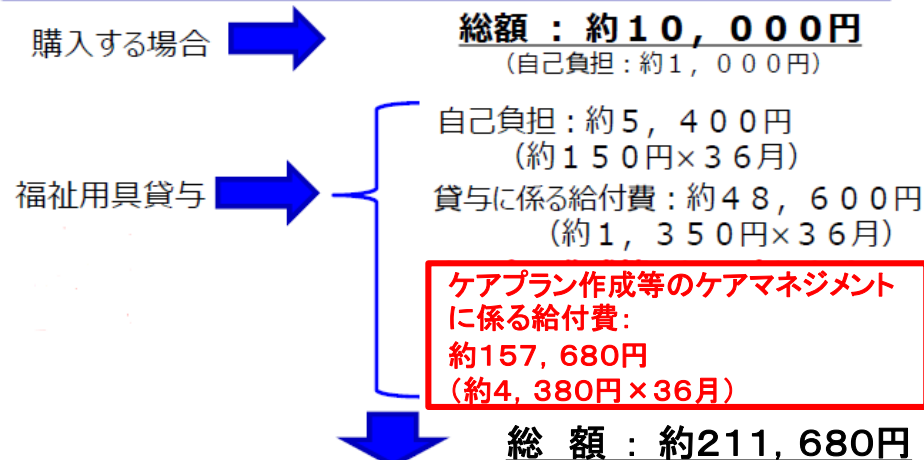
(例) 歩行補助つえを3年間使用する場合（1割負担の者）
販売価格：約1万円 レンタル価格：約1,500円/月



購入する場合と比べて約40万円以上の費用を要している

介護予防支援費 4,380円/月で計算

(例) 歩行補助つえを3年間使用する場合（1割負担の者）
販売価格：約1万円 レンタル価格：約1,500円/月



購入する場合と比べて約20万円の費用を要している

地域支援事業における任意事業及び介護給付等費用適正化事業の概要

○事業の目的

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行う。

○事業の対象者

被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者。

○事業の対象者

地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には以下に掲げる事業を対象。

介護給付等費用適正化事業

利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施。

【主要介護給付等費用適正化事業】

①認定調査状況チェック

指定居宅介護支援事業者、施設又は介護支援相談員が実施した変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容を市町村等職員が訪問又は書面等の審査により点検するもの

②ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者から提出又は事業所への訪問調査等により、市町村職員等の第三者がその内容等の点検及び指導を行うもの

③住宅改修等の点検

(住宅改修)

居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認又は工事見積書の点検を行ったり、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行うもの。

(福祉用具)

福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検するもの

④医療情報との突合・縦覧 点検

後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の確認を行うことや受給者ごとに複数月にまたがる支払情報を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行うもの。

⑤介護給付費通知

利用者本人(又は家族)に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知を行うもの。

【その他】

⑥給付実績を活用した分析・検証事業

⑦介護サービス事業者等への適正化支援事業

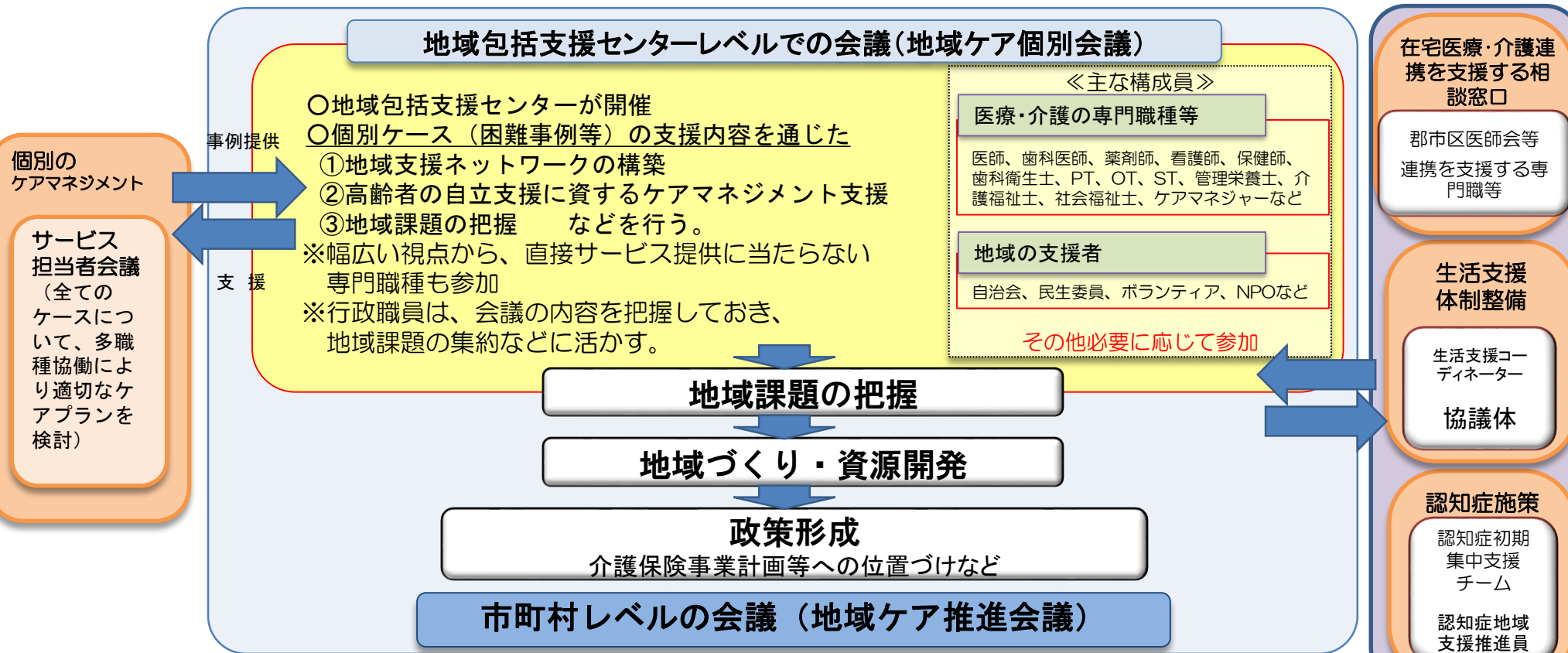
地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

※従来の包括的支援事業(地域包括支援センターの運営費)とは別枠で計上

(参考)平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。(法第115条の48)

- 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- 地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
- 地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など



- ・ 自法人の系列のサービスの利用を必要性を超えて推奨したことの有無
- ・ 特定のサービスや事業所への集中について

○ 自法人の系列のサービスの利用を必要性を超えて推奨したことの有無は、居宅介護支援事業所の場合、「ない」が90.2%「ある」が8.1%であった。

○ 平成30年10月～令和元年9月に、自法人の系列の居宅介護サービス・地域密着型サービスの利用（施設系サービスを除く）を、必要性を超えて推奨したことの有無については、6.0%の介護支援専門員が「ある」と回答した。

		全体	ある	ない	無回答
平成30年度	居宅介護支援事業所	3,489 100.0%	281 8.1%	3,146 90.2%	62 1.8%
	介護予防支援事業所	3,354 100.0%	186 5.5%	3,090 92.1%	78 2.3%
平成28年度	居宅介護支援事業所	4,682 100.0%	581 12.4%	3,975 84.9%	126 2.7%

注) 平成30年度は、直近1年間（平成29年10月から平成30年9月）という期間を設定しているが、平成28年は期間を設定していない。

【出典】平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成30年度調査）

「（3）居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究事業 報告書」

平成30年10月～令和元年9月に、自法人の系列の居宅介護サービス・地域密着型サービスの利用（施設サービスを除く）を、必要性を超えて推奨したことの有無

	全体	ある	ない	無回答
居宅介護支援事業所	2,074 100.0%	125 6.0%	1,926 92.9%	23 1.1%
介護予防支援事業所	11,192 100.0%	408 3.6%	10,753 96.1%	31 0.3%

【出典】令和元年度老人保健健康増進等事業

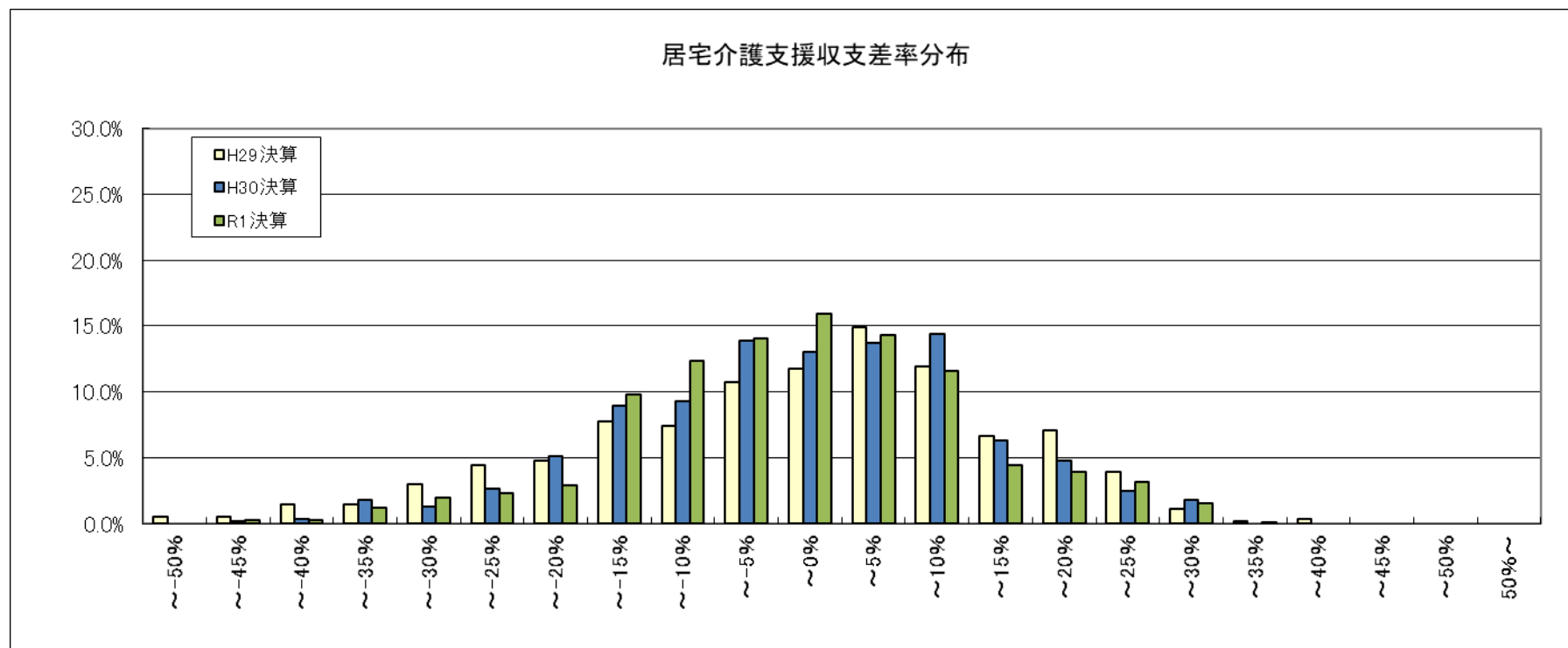
「居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業 報告書」（株）三菱総合研究所

居宅介護支援事業所の経営状況

○ 居宅介護支援事業所の令和元年度決算の収支差率は△1.6%（対前年度比1.5%）となっている。

サービスの種類	H26年度決算	H27年度決算	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	令和元年度決算
居宅介護支援	△3.5%	△1.8%	△1.4%	△0.2%	△0.1%	△1.6% (対前年度比 △1.5%)

- ※ H26,27年度決算は「平成28年度介護事業経営概況調査結果」（有効回答数1,093）
- ※ H28年度決算は「平成29年度介護事業経営実態調査結果」（有効回答数 910）
- ※ H29,30年度決算は「令和元年度介護事業経営概況調査結果」（有効回答数 605）
- ※ 令和元年度決算は「令和2年度介護事業経営実態調査結果」（有効回答数 768）



注：H28決算結果は介護事業経営実態調査の結果